



事業運営回数の増加による会員登録数の増加です。
名東区社会福祉協議会では、区民の皆様と共に地域福祉を推進していくため、

一 載 助 会 員 算 事 -

。いそぎに
二 「ひじくのまち」

二 「ひじくのまち」

社会福祉協議会とは…

社会福祉協議会は、地域住民の方や福祉、保健、医療の関係者、ボランティア、行政機関などの協力を得ながら、地域にお住まいの誰もが安心して暮らせる「福祉のまち」をめざして活動する民間の団体で、一般的に「社協(しゃきょう)」と呼ばれています。

社協は社会福祉法の規定に基づいて各市区町村、都道府県及び中央に組織され「地域福祉推進の中核」として、それぞれの活動地域の中で特色に応じた様々な活動をしています。

名東区社協では、地域住民とともに「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進しています。

社会福祉法人 名古屋市名東区社会福祉協議会

〒465-0025 名古屋市名東区上社1丁目802番地 上社ターミナルビル2階

TEL(052)726-8664 FAX(052)726-8776

HPアドレス <http://www.meito-shakyo.or.jp>

e-mailアドレス meitoVC@nagoya-shakyo.or.jp

皆様からの賛助会費が地域の福祉を支えています。

いただいた賛助会費は名東区社会福祉協議会が行う以下の事業に活用させていただきます。

ボランティア活動の支援

- ・めいとうボランティア展
- ・ふれあい交流会 など

住民同士の交流

- ・めいとう福祉まつり
- ・ふれあい交流ひろば など

広報啓発活動

- ・めいとうゆめはーと（広報紙）の発行
- ・ホームページの運営 など

地域福祉活動の推進

- ・第4次名東区地域福祉活動計画関連事業
- ・地域福祉推進協議会研修会 など

その他、賛助会員募集経費等にも活用させていただきます。

賛助会員の方には本会発行の広報紙『めいとうゆめはーと』や各種行事案内等をお送りします。

年会費

個人	1口	1,000円	確定申告によって、所得税法(第78条)の「寄附金控除」を受けることができます。
法人・団体	1口	10,000円	確定申告によって、法人税法(第37条)の規定により、一定の限度内で「損金算入」することができます。 ※社会福祉法人に対して支出した寄附金については、一般の損金算入(一般寄附金)の枠の他に、これと同額の特別損失算入枠が認められ、限度額が大きくなっています。

お申込み方法

- ・下記の払込取扱票に必要事項を記載の上、金額を添えて郵便局でお手続きができます。
- ・郵便局以外の金融機関からお振込いただく場合は下記振込口座あてお願いいたします。
- ・振込手数料は本会で負担させていただきます。

振込口座

ゆうちょ銀行 ○八九(セ・カヰ)店 当座0078979
社会福祉法人 名古屋市名東区社会福祉協議会